

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和8年10月9日

水産庁

第1 今回の変更事項

国内配分等に関連した「別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）」の変更について

第2 今後のスケジュール

令和8年10月9日から11月7日まで：パブリックコメントの実施

令和8年11月上旬：水産政策審議会に諮問

令和8年11月下旬：官報掲載

令和8年12月上旬：施行

1 変更の趣旨

(1) 国内配分に関するもの

- ① 我が国では、くろまぐろ（小型魚）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項第 3 号に基づく特定水産資源として指定し、漁獲可能量（TAC）による管理を行っており、その管理年度は、大臣管理区分においては 1 月 1 日～同年 12 月末日、都道府県においては 4 月 1 日～翌年 3 月末日としている。
- ② くろまぐろ（小型魚）の国内配分は、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」において取りまとめた「くろまぐろ漁獲可能量の配分の考え方について」（以下「配分の考え方」という。）に即して実施されており、我が国の増枠時に必要な見直しを行うこととしている。
- ③ 増枠を巡る国際交渉の状況については、
 - ア 8 月 18 日に開催された WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）合同作業部会において、資源状態に応じて自動的に計算される漁獲枠の水準等をあらかじめ設定する「新たな管理方式」による太平洋の東西間での漁獲枠の設定方法には合意したものの、
 - イ 中西部太平洋側における国・地域別の漁獲枠の配分等について全く予断できない状況となっている。このため、配分の考え方の見直し及び国内配分については、WCPFC 年次会合で我が国の漁獲枠を含む資源管理措置が採択されてから議論を開始し、都道府県の管理が始まる令和 9 年 4 月に間に合うよう行うこととする。
- ④ 一方、大臣管理区分の管理は 1 月から始まることから、
 - ア 漁獲枠の減少が想定されることを踏まえ、現行（令和 8 年度）の漁獲可能量の半分の数量（ $4,358 \times 1/2 = 2,179$ トン）を、令和 9 年 1 月までに、大臣管理区分及び都道府県に配分しておき、
 - イ WCPFC 年次会合の合意内容を踏まえ、前回と同様の国内プロセスを経て見直した配分の考え方に即して算出した数量と①の配分数量との差分を、令和 9 年 4 月までに追加配分することとする。
- ⑤ 上記④の対応のため、所要の変更を行う。

(2) その他

- ① 令和 8 年 4 月 1 日に施行された「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）」及び「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正

する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年農林水産省令第 24 号）」の施行（以下「漁業法等の改正」という。）に伴い、都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項について項ずれが発生したことから、所要の変更を行う。

② その他、所要の変更を行う。

2 変更の概要

（１）１の（１）関係

第 6 について

- ・ 管理年度開始前に定める国の留保に係る規定を新設（１の(3)）
- ・ 漁獲可能量から管理年度開始前に定める国の留保を除いた数量を配分することを追記（１の(1)）
- ・ WCPFC の合意内容に基づき管理年度中に漁獲可能量を変更した際の国の留保からの配分に係る規定を新設（５の(1)）

（２）１の（２）関係

第 6 について

- ・ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分は国の留保に繰り入れる規定を新設（４の(2)）
- ・ 超過分に係る留保を配分する際には都道府県を優先する規定を新設（５の(3)）
- ・ 農林水産大臣が必要と定める場合に国の留保から配分する規定を新設（５の(4)）

第 7 及び第 8 について

- ・ 漁業法等の改正により発生した項ずれに対応するための変更（第 7 の 2）
- ・ 0 歳魚が 2 キログラム未満であることを追記（第 8）

3 変更の案

別紙のとおり。